

中小企業経営強化税制・固定資産税特例に関する依頼

平成29年1月
中小企業庁

平成29年度税制改正において、これまで中小企業投資促進税制の上乗せ措置で認められていた即時償却等について、新たに「中小企業経営強化税制」として創設されることとなり、また、昨年7月より執行されている「中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例」について、対象となる物品が拡充される見込みとなりました。

これら両税制につきましては、設備の生産性（生産効率・制度・省エネルギー等）が旧モデルと比べ1%以上向上する設備であると工業会等が証明したものであり、かつ主務官庁において、中小企業経営強化法における経営力向上計画の認定を得たものについて、税制上の優遇措置を受けられるという制度となります。（詳細別添）

これら両税制を執行するにあたり、下記の通り協力をお願いいたします。また今回の改正内容や依頼事項につきまして、説明会を開催致しますので、是非ご参加頂けますようお願い致します。

○執行体制の整備（1月中）

①機械装置関係

同様の審査をして頂いている生産性向上設備投資促進税制（今年度末で廃止）、固定資産税の特例で証明書の発行団体となっている工業会につきましては、引き続きご協力をお願いいたします。ご不明な点があればご連絡ください。

②器具備品・建物附属設備関係

【既存の設備について】

生産性向上設備投資促進税制の証明書の発行団体となっている工業会につきましては、引き続きご協力をお願いいたします。ご不明な点があればご連絡ください。

【新規の設備について】

中小企業経営強化税制の創設、固定資産税特例の拡充により新たに対象になる設備につきまして、審査担当の工業会を特定させて頂きたい。耐用年数省令の区分に従い、自団体で審査可能な設備について、是非中小企業庁財務課まで登録をお願いいたします。

（参考）器具備品・建物附属設備の耐用年数省令

○工業会向け説明会の開催

改正の内容について、工業会向けに説明会を開催致します。参加のご希望があれば、1月18日（水）までに、下記メールアドレスに参加者のご所属と氏名、ご連絡先（電話番号、メールアドレス）、参加希望日時をご登録ください。

【開催日時】

- ①1月24日（火）10:30～12:00 経済産業省別館2階238 各省庁共用会議室
- ②1月25日（水）10:30～12:00 経済産業省別館1階108 各省庁共用会議室

【登録先】

qqocbh@meti.go.jp（中小企業庁事業環境部財務課 横倉、坂田）

◆問い合わせ先◆

中小企業庁財務課 担当：影山、横倉、坂田
TEL : 03-3501-5803
MAIL : qqocbh@meti.go.jp